

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和元年度(平成31年度)保険料などについて

●保険料額をお知らせします

令和元年度(平成31年度)の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

| | | | | |
|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|
| 均等割 【1人当たりの額】 50,205円 | + | 所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成30年中の所得-33万円) × 10.59% | = | 1年間の保険料 【限度額62万円】 (100円未満切り捨て) |
|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------------|

- 1年間の保険料の上限額は62万円です。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は役場健康こども課にお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに該当する方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

- 介護保険料が年金から引かれていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

保険料のお支払いが困難な場合は、役場健康こども課保険年金係へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほかの特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

●ジェネリック医薬品のご利用を

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口「希望カード」を提示することで、願えます。「希望カード」が必要な方は役場健康こども課保険年金係までお問い合わせください。

◆効き目・安全性は？
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。
※希望する場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆価格は？
ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

問い合わせ先
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
役場健康こども課保険年金係 ☎ 482-2935(課直通)

一部の方の介護保険料が変わります

平成30年度から3年間の第1段階の介護保険料(年額)は34,800円ですが、公費により軽減されていたので、実際に納めていただく介護保険料(年額)は31,365円となっていました。

令和元年度(平成31年度)から公費による軽減が強化されることになり、実際に納めていただく令和元年度(平成31年度)から2年間の第1段階の介護保険料(年額)は、26,138円となります。(1円未満の端数は切り上げます)

また、第2段階と第3段階の介護保険料(年額)も公費により軽減されることになりましたので、第2段階の介護保険料(年額)は40,078円、第3段階の介護保険料(年額)は50,533円となります。(1円未満の端数は切り上げます)

第4段階から第10段階まで(世帯の誰かに住民税が課税されている方)の介護保険料(年額)は変わりません。



| 所得段階 | 対象者 | 基準額(※)に対する割合 | | 介護保険料(年額) | |
|------|---|-----------------|----------------------------|------------------|-----------------------------|
| | | H30 | R1(H31)・R2 | H30 | R1(H31)・R2 |
| 第1段階 | ▶生活保護の受給者 ▶老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が80万円以下の方 | × 0.50 | × 0.50 | 34,800円 | 34,800円 |
| | | ↓(軽減) × 0.45 | ↓(軽減) × 0.375 | ↓(軽減) 31,365円 | ↓(軽減) 26,138円 |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が120万円以下の方のうち、第1段階に該当しない方 | × 0.65 | × 0.65 ↓(軽減) × 0.575 | 45,300円 | 45,300円 ↓(軽減) 40,078円 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税で、公的年金などの収入額と合計所得金額(長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除も控除した後の額)の合計額から公的年金などの収入に係る雑所得を控除した後の額が120万円を超える方のうち、第1段階に該当しない方 | × 0.75 | × 0.75 ↓(軽減) × 0.725 | 52,200円 | 52,200円 ↓(軽減) 50,533円 |

※基準額は、69,700円(第5段階の介護保険料(年額))です。

問い合わせ先/役場福祉課介護保険係 ☎ 482-2921(課直通)

弟子屈町
LINE@
はじめました!

友だち募集中!

@teshikaga

LINEアプリの「友だち追加」から、IDまたはQRコードで検索してください。